

大手前公園地下駐車場における精算機管理・集金等業務委託仕様書

1 業務委託名

大手前公園地下駐車場における精算機管理・集金等業務委託

2 対象施設及び所在地

大手前公園地下駐車場 (姫路市本町 6 8 番地)

- ・収容台数 普通車等 3 2 3 台、バイク (1 2 5 C C 以下のものを除く) 4 8 台
- ・営業時間 午前 7 時から午後 1 1 時まで

3 委託期間

令和〇〇年〇月〇日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 条件

- ・イーグレの詰所に現状と同じ時間帯で人員を配置 (午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで)
- ・常駐の人員がない場合 (営業時間内)
精算機のトラブル信号の受信や利用者への問い合わせなどに対して遠隔か迅速に人員を派遣して対応

5 業務委託内容

(1) 精算機管理業務

駐車場料金精算システム機器及び利用者からの精算に関するトラブル等初期対応業務、出庫混雑時精算サポート業務

項目	内容	
精算機トラブル対応業務関連	①	駐車場料金精算システム機器トラブルの初期対応(硬貨詰まり等による機器トラブル時の処置)
	②	利用者からの精算等に対するトラブルの対応(料金精算クレーム、ゲート管理等の対応)
	③	消耗品(駐車券・ジャーナル用紙・インクリボン・ゲートバー)在庫管理及び補充回収
	④	駐車場繁忙日の出口精算サポート
	⑤	精算システム機器の設定変更
	⑥	トラブルの対処に係る報告業務

※常駐の人員がない場合

① 精算機の異常察知時

駐車券切れ、領収書・記録紙切れ、釣銭切れ及び券詰まり、紙幣・コイン詰まり等精算機トラブルの信号を受信した場合、人員を派遣し迅速に対応にあたること。必要に応じて関係機関へ連絡すること。

② 利用者からの問い合わせ

トラブル対応は、遠隔又は人員を派遣して行うこと。

(2) 精算機等設置・保守点検業務

精算機、発券機、入口カーゲート、ループコイルを設置し、全体の料金精算システムを支障なく稼働させるとともに、下記のとおり保守点検を実施する業務。

なお、受託者の事由により機器の改修・更新・追加等の必要が生じた場合は、受託者の負担により実施するものとする。

① 保守対象機器

精算機	2 台
発券機	1 台
入口カーゲート	1 台
出口カーゲート	2 台
入口表示灯	1 台
出庫注意灯	1 台
監視盤	1 式

② 定期点検

2 か月に 1 回行うものとする。点検項目は導入機器により別途定める。

③ 緊急保守

定期点検対象機器以外のバー折れ等のトラブルについても、対応するものとする。

④ 点検報告

点検完了後、速やかに点検結果を文書で報告するものとする。また、緊急補修等の対応を行った場合は、写真等を添付した書面で報告するものとする。

(3) 売上金回収等業務

駐車料金精算機からの売上金の回収及び納入、売上金の記録及び報告、つり銭の補充、消耗品の補充など下記の業務。

項目	内容	
売上金回収 業務	①	売上金回収 週 1 回 売上金納入 月 1 回 ※受託者の責任のもと売上金の回収及び納入業務を行うものとし、適切な保険の加入を行うこと
	②	売上報告書の提出 ・毎週の売上金回収時には、精算機のジャーナル紙（T 合計）を取得し提出すること ・毎月 1 日には、前月分の精算機のジャーナル紙（GT 合計）を取得し提出すること ・個別の取引情報が確認できるジャーナル記録は、毎月、データにて提出すること ・毎月の売上金納入時には、売上金報告書を提出すること
	③	つり銭補充業務 ※精算機内つり銭及びつり銭補充に必要な金銭は受託者が準備する ※つり銭不足が生じないように適宜補充を行うこと
	④	消耗品補充業務 ※精算機の稼働に必要な消耗品は受託者が準備し、適宜補充を行うこと
	⑤	トラブル報告書、業務報告書の作成
	⑥	その他売上金管理に必要となる報告書類の作成

※提出する書類様式等については別途協議するものとする。

(4) 日常業務

公園地下駐車場の減免の受付、設備異常の連絡など下記の日常業務。

項目	内容	
受付業務	①	電話窓口受付対応
	②	障がい者減免及び公共利用目的に係る減免の受付と報告業務
	③	プリペイドカード・サービス券の販売・発行業務 ※ただし、受託者が販売・発行する場合に限る
監視業務	④	モニター及び機械警報盤の監視、異常時の初期対応
	⑤	混雑状況の定期報告
	⑥	設備異常の初期対応及び報告
緊急時対応業務	⑦	緊急事態の初期対応及び避難誘導、関係機関への連絡
	⑧	事故の初期対応
その他	⑨	遺失物・拾得物の管理
	⑩	パスカードの発行

6 その他

受託者は、この仕様書から内容の変更について依頼を受けた場合は、委託者との協議を行い、変更する場合は双方で覚書を交わすこと。